

■提出書類チェック表《1》 提出書類は正本1部、副本2部の計3部とし、本チェック表も3部提出

★官公署等が発行する証明書等は、正本は原本、副本は複写可とします。ただし、原本の提出が難しい場合は、正本も複写可としますが、申請書等提出時に原本をその場で確認して返却しますので、原本を持参してください。

【法12条・30条 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請】

工事主氏名:

工事を行う土地(代表地点):

書類番号	書類の種類	様式	明示すべき事項	該当の有無	チェック項目	チェック欄		
						申請者	審査者	
申請書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令様式第二	様式内の必要項目					
			表題		根拠条文は適正か 該当しない条文は見え消しているか			
			申請日		記載しているか			
			あて先		山形県知事あてになっているか			
			申請者氏名		記載しているか			
			1工事主 住所氏名		住所・所在地が都道府県名から記載されているか			
			1(法人役員住所氏名)		法人役員のうち、法人の業務を執行する者及び申請に係る工事について決定権を持つ者が記載されているか			
			2設計者 住所氏名		住所・所在地が都道府県名から記載されているか 法人の場合、法人住所、法人名、代表者氏名が記載されているか 設計者要件のある工事の場合、氏名の右に○が記載されているか			
			3工事施行者 住所氏名		住所・所在地が都道府県名から記載されているか			
			4土地の所在地及び地番		宅地造成等に関する工事の区域すべての土地の所在地及び地番が記載されているか			
			4(代表地点の緯度経度)		緯度及び経度は、世界測地系に従って測量した60進法の値が記載されているか 緯度及び経度は、小数点以下第1位まで記載されているか			
			5土地の面積		土地の面積は行為を行う区域全体の面積となっているか			
			6工事着手前の土地利用状況		工事着手前の土地利用が具体的に記載されているか			
			7工事完了後の土地利用		工事完了後の土地利用や建築物等の建築の有無等が具体的に記載されているか			
			8盛土のタイプ		該当するタイプすべてが選択されているか			
			9土地の地形		渓流等への該当の有無に誤りがないか ※渓流等の範囲：溪床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲			
			10工事の概要(イ盛土又は切土の高さ)		規制対象となる最大の高さもしくは標高差が記載されているか ※高さ：手引き第1章4.許可等の対象(1)1)表2①～④、(2)2)表4①～④に示す「高さ」 ※標高差：同各表⑤に示す盛土又は切土をする前後の地盤面の「標高の差」			
			10工事の概要(ロ盛土又は切土をする土地の面積) ※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をする土地の面積を含む		小数点第2位まで記載されているか 単位は㎡で誤りがないか			
			10工事の概要(ハ盛土又は切土の土量)		小数点第2位まで記載されているか 単位は㎡で誤りがないか			
			10工事の概要(ニ擁壁)		すべての義務設置擁壁(一体性・連続性のあるものを含む)が記載されているか ※義務設置擁壁：政令第8条第1項第1号により設置が義務付けられた擁壁			
			10工事の概要(ホ崖面崩壊防止施設)		すべての崖面崩壊防止施設が記載されているか			
			10工事の概要(ハ排水施設)		すべての排水施設が記載されているか			
			10工事の概要(ト崖面の保護の方法)		具体的に記載されているか			
			10工事の概要(チ崖面以外の地表面の保護の方法)		具体的に記載されているか			
			10工事の概要(リ工事中の危害防止のための措置)		工事関係者や周辺地域に対する事故防止対策が具体的に記載されているか			
			10工事の概要(ヌその他の措置)		具体的に記載されているか			
			10工事の概要(ル工事着手予定年月日)		審査期間を考慮して設定されているか			
			10工事の概要(レ工事完了予定年月日)		工事の内容に対して適正に設定されているか			
			10工事の概要(ワ工程の概要)		着手から完了までの具体的な工程が記載されているか(別紙として可)			
			11その他必要な事項		関係法令に基づく許可、認可等の状況が記載されているか			
手数料額の県証紙の貼付		「10工事の概要(イ盛土又は切土をする土地の面積)」に応じた手数料の金額の県証紙が過不足なく貼付されているか(別紙として可)						

■提出書類チェック表《1》 提出書類は正本1部、副本2部の計3部とし、本チェック表も3部提出

★官公署等が発行する証明書等は、正本は原本、副本は複写可とします。ただし、原本の提出が難しい場合は、正本も複写可としますが、申請書等提出時に原本をその場で確認して返却しますので、原本を持参してください。

【法12条・30条 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請】

工事主氏名:

工事を行う土地(代表地点):

書類番号	書類の種類	様式	明示すべき事項	該当の有無	チェック項目	チェック欄	
						申請者	審査者
図面1	位置図	-	縮尺		縮尺は1/10,000以上かつ記載されているか		
			方位		記載されているか		
			道路		記載されているか		
			目標となる地物		記載されているか		
図面2	地形図	-	縮尺		縮尺は1/2,500以上かつ記載されているか		
			方位		記載されているか		
			土地の境界線		記載されているか		
			等高線		等高線は2mの標高差を示すものとなっているか		
			(申請書「9土地の地形」で溪流等への該当「有」とした場合)		溪流等の範囲が記載されているか		
図面3	土地の平面図	-	縮尺		縮尺は1/2,500以上かつ記載されているか		
			方位		記載されているか		
			土地の境界線		記載されているか		
			断面図を作成した箇所と照合できる記号		記載されているか		
			盛土・切土をする土地の部分		申請書「10工事の概要(口盛土又は切土をする土地の面積)」に記載された面積と整合しているか		
			崖の位置		工事により30°を超える角度をなす土地がすべて明示されているか		
			擁壁の位置		すべての擁壁が記載されているか		
			崖面崩壊防止施設の位置		申請書の「10工事の概要(二擁壁)」(義務設置擁壁)がすべて記載され、照合できる番号が記載されているか		
					申請書の「10工事の概要(ホ崖面崩壊防止施設)」がすべて記載され、照合できる番号が記載されているか		
			排水施設の位置		図面余白に、擁壁ではなく崖面崩壊防止施設を設置する理由を記載しているか(別紙として添付可)		
					申請書の「10工事の概要(ハ排水施設)」がすべて記載され、照合できる番号が記載されているか		
			地すべり抑止杭の位置		記載されているか		
			グラウンドアンカーの位置		記載されているか		
			その他の土留の位置		記載されているか		
植栽、芝張り等の措置		崖面・地表面の浸食防止措置が具体的に記載されているか					
植栽、芝張り等の措置を行わない場合		崖面・地表面の浸食防止措置を行う必要がない理由が記載されているか					
図面4	土地の断面図	-	縮尺		縮尺は1/2,500以上かつ記載されているか		
			土地の境界線		記載されているか		
			盛土又は切土をする前後の地盤面		高低差の著しい箇所(申請書「10工事の概要(イ盛土又は切土の高さ)(ト崖面の保護の方法)(チ崖面以外の地表面の保護の方法)」の箇所の断面が記載され、整合しているか		
図面5	排水施設の平面図	-	縮尺		縮尺は1/500以上かつ記載されているか		
			方位		記載されているか		
			土地の境界線		記載されているか		
			排水施設の位置		申請書「10工事の概要(ハ排水施設)」と照合できる番号が記載され、延長が整合しているか		
			排水施設の種類		申請書「10工事の概要(ハ排水施設)」と整合しているか		
			排水施設の材料		記載されているか		
			排水施設の形状		記載されているか		
			排水施設の内法寸法		申請書「10工事の概要(ハ排水施設)」と整合しているか		
			排水施設の勾配		記載されているか		
			排水施設の水の流れの方向		記載されているか		
			排水施設の吐口の位置		記載されているか		
排水施設の放流先の名称		記載されているか					
図面6	崖の断面図	-	縮尺		縮尺は1/50以上かつ記載されているか		
			土地の境界線		記載されているか		
			崖の高さ		記載されているか		
			崖の勾配		記載されているか		
			崖の土質(崖面が擁壁で覆われない場合)		記載されているか		
			上記の崖の土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ		記載されているか		
			盛土又は切土をする前の地盤面		記載されているか		
			崖面の保護の方法		申請書「10工事の概要(ト崖面保護の方法)」と整合しているか		

■提出書類チェック表《1》 提出書類は正本1部、副本2部の計3部とし、本チェック表も3部提出

★官公署等が発行する証明書等は、正本は原本、副本は複写可とします。ただし、原本の提出が難しい場合は、正本も複写可としますが、申請書等提出時に原本をその場で確認して返却しますので、原本を持参してください。

【法12条・30条 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請】

工事主氏名:

工事を行う土地(代表地点):

書類番号	書類の種類	様式	明示すべき事項	該当の有無	チェック項目	チェック欄				
						申請者	審査者			
図面7	擁壁の断面図	-	縮尺		縮尺は1/50以上かつ記載されているか					
			土地の境界線		記載されているか					
			断面図		工事で設置するすべての擁壁が記載されているか					
					申請書の「10工事の概要(二擁壁)」(義務設置擁壁)と照合できる番号が記載され、整合しているか					
			擁壁の寸法		記載されているか					
			擁壁の勾配		記載されているか					
			擁壁の材料の種類		記載されているか					
			擁壁の材料の寸法		記載されているか					
			裏込めコンクリートの寸法		記載されているか					
			透水層の位置		記載されているか					
			透水層の寸法		記載されているか					
			擁壁を設置する前後の地盤面		記載されているか					
			基礎地盤の土質		記載されているか					
			基礎ぐいの位置		記載されているか					
図面8	擁壁の背面図	-	縮尺		縮尺は1/50以上かつ記載されているか					
			土地の境界線		記載されているか					
			背面図		工事で設置するすべての擁壁が記載されているか					
					申請書の「10工事の概要(二擁壁)」(義務設置擁壁)と照合できる番号が記載され、整合しているか					
			擁壁の高さ		記載されているか					
			水抜穴の位置		記載されているか					
			水抜穴の材料		記載されているか					
			水抜穴の内径		記載されているか					
			透水層の位置		記載されているか					
			透水層の寸法		記載されているか					
			図面9	崖面崩壊防止施設の断面図	-	縮尺		縮尺は1/50以上かつ記載されているか		
						土地の境界線		記載されているか		
						崖面崩壊防止施設の寸法		申請書「10工事の概要(ホ崖面崩壊防止施設)」と照合できる番号が記載され、整合しているか		
						崖面崩壊防止施設の勾配		記載されているか		
崖面崩壊防止施設の材料の種類		記載されているか								
崖面崩壊防止施設の材料の寸法		記載されているか								
崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面		記載されているか								
基礎地盤の土質		記載されているか								
透水層の位置		記載されているか								
透水層の寸法		記載されているか								
図面10	崖面崩壊防止施設の背面図	-	縮尺		縮尺は1/50以上かつ記載されているか					
			土地の境界線		記載されているか					
			崖面崩壊防止施設の寸法		申請書「10工事の概要(ホ崖面崩壊防止施設)」と照合できる番号が記載され、整合しているか					
			水抜穴の位置(必要な場合)		記載されているか					
			水抜穴の材料(必要な場合)		記載されているか					
			水抜穴の内径(必要な場合)		記載されているか					
			透水層の位置(必要な場合)		記載されているか					
			透水層の寸法(必要な場合)		記載されているか					
			図面11	求積図	-	縮尺		縮尺は1/2,500以上かつ記載されているか		
						土地の境界線		記載されているか		
行為を行う区域全体の土地の面積の算定式		算定式が記載され、面積が申請書「5土地の面積」と整合しているか 算定方法が適切か								
盛土又は切土をする土地の面積算定式		算定式が記載され、面積が申請書「10工事の概要(口盛土又は切土をする土地の面積)」と整合しているか 算定方法が適切か								

■提出書類チェック表《1》 提出書類は正本1部、副本2部の計3部とし、本チェック表も3部提出

★官公署等が発行する証明書等は、正本は原本、副本は複写可とします。ただし、原本の提出が難しい場合は、正本も複写可としますが、申請書等提出時に原本をその場で確認して返却しますので、原本を持参してください。

【法12条・30条 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請】

工事主氏名:

工事を行う土地(代表地点):

書類番号	書類の種類	様式	添付を要する判断	該当の有無	チェック項目	チェック欄				
						申請者	審査者			
書類1	擁壁の構造計算書	-	(義務設置擁壁として)鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するとき		申請書「10工事の概要(二擁壁)」(義務設置擁壁)について添付されているか 擁壁の概要が記載されているか 構造計画が記載されているか 応力算定が記載されているか 断面算定が記載されているか 設計根拠とした原地盤の土質定数(土質試験結果等)が記載されているか					
			義務設置擁壁又は義務設置擁壁に該当しない高さ2m超の擁壁を設置するとき		建築基準法施行令に適合することがわかる資料(メーカーカタログ、配合資料、試験成績書等)が添付されているか					
	大臣認定擁壁を証する書類	-	(義務設置擁壁として)政令第17条の規定による擁壁を設置するとき		申請書「10工事の概要(二擁壁)」(義務設置擁壁)について、擁壁の大臣認定書の写しが添付されているか 大臣認定に係る設計及び施工条件を確認できる仕様書やカタログ等が添付されているか					
書類2	盛土の安定計算書	-	次のいずれかに該当するとき ・高さ15m超の盛土 ・谷埋め型大規模盛土造成地 ・腹付け型大規模盛土造成地 ・崖面を擁壁や崖面崩壊防止施設で覆わない盛土		土質試験等の結果が記載されているか 土質試験等に基づく安定計算が記載されているか 基礎地盤の地質・水文調査等の結果が添付されているか					
			●溪流等に高さ15m超の盛土を行う理由書 ●安定計算結果の妥当性を検証した資料	やむを得ず溪流等において高さ15m超の盛土をするとき		地理的・工学的に盛土高さを15m以下とすることが困難である理由や根拠に関する資料を添付しているか (5万m ³ 超の盛土をするとき)三次元解析により二次元の安定計算結果の妥当性について検証した結果を添付しているか(外部の専門家に諮ることが望ましい)				
書類3	崖面の安定計算書	-	崖面を擁壁で覆わないとき		土質試験等の結果が記載されているか 土質試験等に基づく地盤の安定計算が記載されているか					
書類4	設計者の資格証明書	県規則様式第1号	高さ5m超の擁壁を設置するとき		住所・所在地が都道府県名から記載されているか					
			盛土又は切土をする土地の面積(申請書「10工事の概要(口)」)が1,500m ² 超の土地における排水施設を設置するとき							
			●卒業証明書の写し ●実務経験証明書	- - 資格1~4のとき 資格1~5のとき						
			●都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習の証明書 ●資格、免許等の写し	- - 資格5のとき 資格6のとき		チェックした号に適合することがわかる証明書等が添付されているか				
書類5	土地及びその付近の状況写真	-	必須		撮影年月日が記載され、申請日前3か月以内か 撮影位置を記載した図面が添付されているか 申請する土地の全体が確認できるか					
			●撮影位置を記載した図面	-						
書類6	(工事主の証明書類)	-	工事主が個人のとき		連名の場合、全員分添付されているか 住民票の写しの場合、申請日前3か月以内に発行されたもので、個人番号が記載されていないものか 個人番号カードの写しの場合、表面(個人番号が記載されていない面)のみが添付されているか(裏面不要)					
				●★(個人)最近3年間の所得税の納税証明書(その1)	-		納税額等証明用(税務署発行)として、最近3年間で添付されているか			
				●★(個人)最近3年間の個人事業税の納税証明書	-	工事主が個人かつ個人事業主のとき		納税額等証明用(山形県各総合支庁納税課もしくは税務課発行)として、最近3年間で添付されているか		
				●★(法人)登記事項証明書	-		法務局より発行されたものか 連名の場合、全員分添付されているか 申請日前3か月以内に発行されたものか 全部事項証明書か			
				●★(法人)役員の住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)又は個人番号カードの写し(表面(個人番号が記載されていない面)のみ、裏面不要)又はこれらに類するもので氏名及び住所を証する書類	-	工事主が法人のとき		許可申請書に記載した役員について添付されているか 住民票の写しの場合、申請日前3か月以内に発行されたもので、個人番号が記載されていないものか 個人番号カードの写しの場合、表面(個人番号が記載されていない面)のみが添付されているか(裏面不要)		

■提出書類チェック表(1) 提出書類は正本1部、副本2部の計3部とし、本チェック表も3部提出

★官公署等が発行する証明書等は、正本は原本、副本は複写可とします。ただし、原本の提出が難しい場合は、正本も複写可としますが、申請書等提出時に原本をその場で確認して返却しますので、原本を持参してください。

【法12条・30条 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請】

工事主氏名:

工事を行う土地(代表地点):

書類番号	書類の種類	様式	添付を要する判断	該当の有無	チェック項目	チェック欄		
						申請者	審査者	
資料6 続き	●事業経歴書	県規則 様式 第5号	必須		連名の場合、全員分添付されているか 住所・所在地が都道府県名から記載されているか (個人)氏名が記載されているか (法人)法人名及び代表者の職・氏名が記載されているか (1.概要)(法人)法人の登記事項証明書と整合しているか (1.概要)納税額は納税証明書と整合しているか (2.従業員数)合計が正しいか			
	●(法人)経営関係調書	県規則 様式 第6号	工事主が法人のとき		連名の場合、全員分添付されているか 住所・所在地が都道府県名から記載されているか 該当する株主等の全員分が記載されているか 保有割合・出資割合は小数点以下第2位まで記載されているか 保有株式の数、出資の額はそれを確認できる書類と整合しているか			
	●★(法人)発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)又は個人番号カードの写し(表面(個人番号が記載されていない面)のみ、裏面不要)又はこれらに類するもので氏名及び住所を証する書類	-	工事主が法人で、かつ、株主等が個人のとき		該当する株主等の全員分が添付されているか 住民票の写しの場合、申請日前3か月以内に発行されたもので、個人番号が記載されていないものか 個人番号カードの写しの場合、表面(個人番号が記載されていない面)のみが添付されているか(裏面不要)			
	●★(法人)発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の法人登記事項証明書	-	工事主が法人で、かつ、株主等が法人のとき		該当する株主等の全員分が添付されているか 法務局より発行されたものか 申請日前3か月以内に発行されたものか 全部事項証明書か			
	●(法人)上記株主等の株式保有数、出資金額が確認できる書類	-	工事主が法人のとき		添付されているか			
	●(法人)最近3年間の貸借対照表	-		最近3年間分が添付されているか				
	●(法人)最近3年間の損益計算書	-		最近3年間分が添付されているか				
	●(法人)最近3年間の株主資本等変動計算書	-		最近3年間分が添付されているか				
	●(法人)最近3年間の個別注記表	-		最近3年間分が添付されているか				
	●★(法人)最近3年間の法人税の納税証明書(その1)及び法人事業税の納税証明書	-		法人税の納税額等証明書(税務署発行)として、最近3年間分が添付されているか 法人事業税の納税額等証明書(山形県各総合支庁納税課もしくは税務課発行)として、最近3年間分が添付されているか				
	書類7	資金計画書	省令 様式 第三	必須		合計額等の計算が正しいか 工事期間が複数年の場合、年度毎の収入及び支出が記載されているか 収入額に自己資金がある場合、自己資金の額が確保されていることを預金残高証明書で確認できるか 収入額に借入金がある場合、借入金の額は融資証明書と整合しているか		
		●★預金残高証明書	-	資金計画書の収入額に自己資金がある場合		金融機関が発行したものが添付されているか(通帳の写し等は不可) 申請日前3か月以内に発行されたものか		
●★融資(可能)証明書		-	資金計画書の収入額に借入金があり、許可後に融資を受ける場合		金融機関が発行したものが添付されているか 申請日前3か月以内に発行されたものか			

■提出書類チェック表《1》 提出書類は正本1部、副本2部の計3部とし、本チェック表も3部提出

★官公署等が発行する証明書等は、正本は原本、副本は複写可とします。ただし、原本の提出が難しい場合は、正本も複写可としますが、申請書等提出時に原本をその場で確認して返却しますので、原本を持参してください。

【法12条・30条 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請】

工事主氏名:

工事を行う土地(代表地点):

書類番号	書類の種類	様式	添付を要する判断	該当の有無	チェック項目	チェック欄			
						申請者	審査者		
書類8	宅地造成等に関する工事の区域内の土地等の権利者一覧表	県規則様式第2号	必須		宅地造成等に関する工事の区域内のすべての土地が記載されているか				
					住所・所在地が都道府県名から記載されているか				
					土地の登記事項証明書と整合しているか				
					宅地造成等に関する工事の区域内のすべての土地が記載されているか				
	権利者の同意書 ※権利者の範囲 土地の所有権、地上権、質権 (当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用貸借権、使用収益権(永小作権、地役権を有する者) ※申請者が権利者である場合には記入不要	県規則様式第3号			同意者の住所・所在地が都道府県名から記載されているか				
	同意者の同意対象が複数ある場合、すべて同意したことがわかるか								
	押印されているか								
	印影が印鑑証明書と整合しているか								
	●★同意をした者の印鑑証明書				土地等の権利者全員分が添付されているか				
	●その他同意を得たことを証する書類の写し	-	土地所有者等が国又は地方公共団体等の公共機関の場合		申請日前3か月以内に発行されたものか				
					当該公共機関が作成し、申請日前3か月以内に発行されたものか(正本・副本ともに原本の複写可)				
書類9	住民への周知に係る報告書	県規則様式第4号	工事をする土地の周辺に住民がいるとき(周辺が道路や農地・森林のみの場合は不要) <周知方法> ・説明会の開催 ・書面の配付・訪問による説明 ・現地での掲示及びインターネットWebページへの掲載 のいずれか (ただし、溪流等において高さ15m超の盛土を行う場合は、説明会の開催により周知)		左記のいずれかの方法により周知を行ったか(複数日開催した場合、全て記載)				
						(説明会)溪流等において高さ15m超の盛土を計画している場合、説明会を開催したか			
	●周知対象者がわかる資料				周知を行ったとき		説明会開催の周知範囲もしくは書面を配布・訪問した範囲がわかる地図等が添付されているか		
							(掲示・インターネットの場合)掲示場所がわかる地図・掲示状況写真等が添付されているか		
	●周知に使用した資料		周知を行ったとき		添付されているか				
					(掲示・インターネットの場合)閲覧ページ(URL含む)の写しが添付されているか				
書類10	工事主の誓約書	県規則様式第7号	必須		連名の場合、全員が記載されているか				
					住所・所在地が都道府県名から記載されているか				
					押印されているか				
書類11	工事施行者の事業経歴書	県規則様式第5号	工事施行者が工事主と異なるとき		連名の場合、全員分添付されているか				
						住所・所在地が都道府県名から記載されているか			
						(法人)法人名及び代表者の職・氏名が記載されているか			
						(1.概要)工事施行者の登記事項証明書と整合しているか			
						(2.従業員数)合計が正しいか			
						(3.技術者略歴)工事の主任技術者、現場代理人が記載されているか			
						(3.技術者略歴)在籍年数が年月単位で記載されているか			
			(3.技術者略歴)本事業に必要な資格、免許や学歴が記載されているか						
			(4.工事経歴)面積は小数点以下第2位まで記載されているか ※経歴欄は宅地造成等に限らず、盛土、切土を行った事業が対象						
			(4.工事経歴)面積の単位は㎡で間違いないか ※経歴欄は宅地造成等に限らず、盛土、切土を行った事業が対象						
	●★工事施行者の法人の登記事項証明書	-	工事施行者が工事主と異なるとき		法務局より発行されたものか				
					連名の場合、全員分添付されているか				
					申請日前3か月以内に発行されたものか				
					全部事項証明書か				
	●工事施行者の建設業許可証明書の写し又は建設業許可通知書の写し	-	軽微な建設工事に該当しない場合		建設業許可の有効期間が工事完了予定日以降となっているか				
					申請する工事内容と建設業許可を受けた業種区分が適合しているか				

■提出書類チェック表《1》 提出書類は正本1部、副本2部の計3部とし、本チェック表も3部提出

★官公署等が発行する証明書等は、正本は原本、副本は複写可とします。ただし、原本の提出が難しい場合は、正本も複写可としますが、申請書等提出時に原本をその場で確認して返却しますので、原本を持参してください。

【法12条・30条 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請】

工事主氏名:

工事を行う土地(代表地点):

書類番号	書類の種類	様式	添付を要する判断	該当の有無	チェック項目	チェック欄	
						申請者	審査者
書類12	★土地の登記事項証明書	-	必須		法務局より発行されたものか		
	★土地の公図	-			工事を行うすべての土地について添付されているか		
					申請日前3か月以内に発行されたものか		
					法務局より発行されたものか		
					宅地造成等に関する工事の区域内のすべての土地について添付されているか		
申請日前3か月以内に発行されたものか							
書類13	排水施設の設計書	-	(雨水その他の地表水又は地下水を排除するための)排水施設を設置するとき		集水区域の範囲を示した図、集水区域の面積が記載されているか		
					排水施設の平面図と整合しているか		
					流量計算書が添付されているか		
書類14	崖面崩壊防止施設の構造計算書	-	崖面崩壊防止施設を設置するとき		申請書「10工事の概要(ホ崖面崩壊防止施設)」について添付されているか		
					(図面3「土地の平面図」に、擁壁ではなく崖面崩壊防止施設を設置する理由を記載しない場合)崖面崩壊防止施設を設置する理由の説明資料を添付しているか		
					崖面崩壊防止施設の概要(地盤の変形への追従性、適切な透水性)について記載されているか		
					安定性の検討(土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下しないこと)について記載されているか		